

資料2

令和5年4月17日
鳥取県西部広域行政管理組合議会
全員協議会
ごみ処理施設整備課

新しい一般廃棄物処理施設の周辺区域及び関係住民の範囲について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4において、「一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」と定められていること、民間事業者が廃棄物処理施設を設置するとき、その事前手続きが県の条例により定められていることから、新しい一般廃棄物処理施設の周辺区域及び関係住民の範囲については、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例を例とした範囲とする。

1 周辺区域及び関係住民の範囲

県条例の具体的な規定は以下のとおり。

(1) 周辺区域

- ・中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域。
- ・最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域。
- ・生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域
- ・施設からの排水（雨水及び生活排水を除く。）が流入する水域（当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量の概ね100倍となる地点までの区域。

(2) 関係住民

- ・周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者
- ・周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会等）
- ・周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
- ・周辺区域内の水域（廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水利権者

2 県条例を例とする理由

行政設置であっても民間設置であっても、同種の施設であれば周辺の生活環境に与える影響は同様と考えられ、新しい施設の周辺区域及び関係住民の範囲は、県条例を例とすることが適當と考える。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例

(定義)

第2条 (略)

- (12) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であつて規則で定めるものをいう。
- (13) 関係住民 周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者その他規則で定める者をいう。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例施行規則

(周辺区域)

第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を行うための施設（以下、「中間処理施設」という。）の設置にあつては、当該中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の設置にあつては、当該最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域。
- (4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域
 - ア 条例第5条第3項に規定する生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域
 - イ 廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）が流入する水域（当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(関係住民)

第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 周辺区域内に存する町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）
- (2) 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (3) 周辺区域内の水域（廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水利権者

第 8 回、第 9 回用地選定委員会の開催結果について

令和 14 年度の稼働を目標としている一般廃棄物処理施設の最終候補地調査の対象地について、第 8 回及び第 9 回（令和 4 年度第 4 回及び第 5 回）用地選定委員会を開催し、最終候補地評価を行ったので報告するもの。

1 第 8 回用地選定委員会について

第 8 回用地選定委員会においては、最終候補地調査の調査結果の報告、優位性の判定及び答申に向けた意見交換を行った。

- (1) 最終候補地調査の結果報告と優位性の判定 「3 最終候補地評価（優位性の判定）」のとおり。
- (2) 調査報告書（案）に対する委員の主な意見

<中間処理施設>

- ・大気について、年間平均を図で表しているが、最大の影響があると予測されるときの図を追加すること。
→ 図を追加する。
- ・悪臭について、住宅方向へ影響が予測されるときの図を追加すること。あわせて与条件を記載すること。
→ 住宅方向へ影響が予測されるときの図と与条件を記載する。

<最終処分場>

- ・大気・悪臭について、計測したデータ数を記載すること。
→ データ数を記載する。

<意見交換>

- ・意見に「住民にわかりやすい形で説明」、「透明性の確保」を盛り込むこと。

2 第 9 回用地選定委員会について

第 9 回用地選定委員会においては、第 8 回用地選定委員会における委員の意見を受けた資料修正の確認、答申内容の協議を行った。

- (1) 優位性の判定 第 8 回用地選定委員会と変更なし
- (2) 答申内容

① 中間処理施設

- 第一順位 米子市彦名町地内
第二順位 米子市尾高・日下地内

② 最終処分場

- 第一順位 米子市新山・陰田町地内
第二順位 米子市尾高・日下地内

- (2) 調査報告書（案）、答申書（案）に対する委員の主な意見

- ・委員会からの意見は、調査報告書の末尾ではなく、答申書に付帯したほうがよい。
→ 答申書の末尾に付帯する。
- ・委員会の付帯意見の最終調整は、委員長、副委員長に一任する。

3 最終候補地評価（優位性の判定）

(1) 中間処理施設

調査項目	米子市尾高・日下地内	米子市彦名町地内
i 生物調査	コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）が確認された。	—
ii 大気	いずれも近隣に大きな影響を与えるないと予測される。	近隣にある住宅の中で、標高差が 50 メートルある住宅地がある。（概ね煙突高さと一致）周辺は平坦で、煙突高さと同程度の標高となる土地は存在しない。
iii 悪臭	いずれも近隣に大きな影響を与えるないと予測される。	
iv 騒音・振動	いずれも近隣に大きな影響を与えるないと予測される。 想定する至近住宅までの距離 $L=370m$	想定する至近住宅までの距離 $L=120m$
v 景観	スカイライン（空と山の稜線）と同じレベルであるが、当該地の代表的な大山の景観に影響する。	建物の外郭線が、スカイライン（空と山の稜線）を大きく超える。
vi 交通量	片側一車線、渋滞が予測される区間がある。	片側二車線、大きな影響は予測されない。
vii 文化財	本調査が必要な場合がある。	調査の必要なし。

(2) 最終処分場

調査項目	米子市新山・陰田町地内	米子市尾高・日下地内
i 生物調査	—	コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）が確認された。
ii 大気 iii 悪臭	いずれも近隣に大きな影響を与えるないと予測される。	
iv 騒音・振動	山塊が遮蔽物となり直接住宅方向へ騒音・振動が伝播しないと予測されることから調査対象外。	
v 景観	ほとんど見通すことができない。	谷の正面から見通すことができる。
vi 水質	いずれも近隣の河川に放流することに支障はない。	
	施設配置案の直下に放流する場合は、参考とした河川環境基準を超える。	施設配置案の直下に放流する場合でも、参考とした河川環境基準を超えない。
vii 地下水の流向	下流域農用地の灌漑面積 四反田川流域 約 10ha 周辺河川に放流する場合の水質変化の予測において、塩化物イオン濃度が農業用排水基準を超えるため、処理水の迂回対策が必要。	下流域農用地の灌漑面積 袋川流域 約 40ha 佐陀川・精進川流域 約 170ha 周辺河川に放流する場合の水質変化の予測において、塩化物イオン濃度が河川水量が少ない時に農業用排水基準を超えることが想定されるため、処理水の迂回対策が必要。
	農業用水利用に影響しない地点までの迂回対策	
・最下流の取水口までの距離	約 1 km	約 5 km
・公共下水道接続までの距離	約 0.8 km	約 5 km
viii 井戸の設置状況	周辺に農業用井戸はないが、下流部に農業用ため池あり。	周辺に農業用井戸あり。
ix 文化財	本調査が必要な場合がある。	本調査が必要な場合がある。



参考資料 2-1

令和5年4月17日
鳥取県西部広域行政管理組合議会
全員協議会
ごみ処理施設整備課

令和5年3月17日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司 様

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設用地選定委員会
委員長 星川淑子

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地の評価基準及び評価について（答申）

令和3年8月25日付け、発鳥西ご第155号-1により諮詢された「令和14年度供用開始を目標とする一般廃棄物処理施設の建設候補地に係る評価基準及び評価に関すること」については、当委員会において審査した結果、下記のとおり答申します。

なお、詳細な審査の内容等については、添付資料の「一般廃棄物処理施設候補地評価基準」及び「新しい一般廃棄物処理施設の用地選定に係る調査報告書」をご覧ください。

記

1 答申事項

- (1) 一般廃棄物処理施設の建設候補地に係る評価基準
- (2) 一般廃棄物処理施設の建設候補地に係る評価

2 答申

委員会では、組合が策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想及び一般廃棄物処理施設用地選定方針を踏まえ、候補地の特性、生活環境、自然環境、防災性、事業実効性、経済性の幅広い観点から候補地を評価する評価基準を定めた。

そのうえで、構成市町村から報告された調査対象地を評価基準に基づいて評価し、その後には環境影響予測等予備調査や施設の特性を踏まえた調査などの最終候補地調査を実施したうえで候補地の最終評価を行い、優位性を審議した。

この結果、委員会としての候補地の順位は、以下のとおりである。

中間処理施設 第一順位 米子市彦名町地内
第二順位 米子市尾高・日下地内

最終処分場 第一順位 米子市新山・陰田町地内
第二順位 米子市尾高・日下地内

3 付帯意見

建設候補地の決定にあたっては、中間処理施設における騒音・振動、周辺の農地、景観、主な搬入ルートの交通対策等や、最終処分場における周辺の農業施設や農地、地下水の流向、浸出水処理水の放流先等、当委員会による検討の経過等を踏まえて検討されたい。

また、その後の関係住民への説明にあたっては、選定過程の透明性を確保するために、建設候補地の検討の経過、選定理由等について、また、そのもととなった調査結果等についても住民が理解できるよう分かりやすい形で説明されたい。これらに加えて、施設の必要性や施設が設置されることによって配慮が必要となる生活環境への影響と、これを低減するための対策及び防災など安全性の確保についても説明されるよう要望する。

一方、施設の整備を進めるにあたっては、鳥取県西部圏域のごみ処理の広域化を推進するにあたり定められた基本方針である、「ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進」、「処理対象ごみの統一による効果的処理の推進」を実現するべく、鳥取県西部広域行政管理組合と構成市町村とが一体となって推進されたい。

そのうえで、整備する施設については、一般廃棄物処理施設整備基本構想に掲げられているとおり、地域の農業振興や生活環境等に対して十分に配慮された安全・安心な施設、地域住民の意見が反映され、地域に愛され・地域に開かれた施設、防災拠点としての位置付けなどにより地域を守る施設、多面的な利用により地域に貢献する施設、効率的な設備や発電などによりコスト削減に貢献する施設について十分に検討され、これらを実現されるよう期待する。